

前橋地裁平成元年(行ウ)第二号、三・三・二七判決

判 決

原 告 東日本旅客鉄道株式会社

被 告 群馬県地方労働委員会

被告補助参加人 国鉄労働組合高崎地方本部

被告補助参加人 X1

被告補助参加人 X2

被告補助参加人 X3

被告補助参加人 X4

(主文)

一 原告の請求を棄却する。

二 訴訟費用は、補助参加により生じたものを含め、全部原告の負担とする。

(事実)

第一 請求

被告が、群地労委昭和六二年(不)第八号不当労働行為救済申立事件につき、平成元年三月二三日付でした不当労働行為救済命令を取り消す。

第二 当事者の主張

一 請求原因

1 補助参加人組合並びに補助参加人 X1、同 X2、同 X3 及び同 X4(以下、右四名を「補助参加人四名」という。)は、昭和六二年一月二五日、被告に対し、原告を被申立人として、同年九月二九日付で補助参加人四名に対しされた五日間の出勤停止を命ずる本件懲戒処分につき不当労働行為救済の申立て(群地労委昭和六二年(不)第八号不当労働行為救済申立事件。以下「本件申立て」という。)をしたところ、被告は、平成元年三月二三日付で別紙のとおり不当労働行為救済命令(以下「本件命令」という。)を發し、同命令は同年四月二〇日原告に交付された。

2 しかしながら、本件命令には、以下に述べるとおり、事実誤認が存する。

(一) 本件命令は、補助参加人四名を含む補助参加人組合の組合員らが昭和六二年八月一日に富士重工業株式会社伊勢崎製作所正門前においてした本件行動により、富士重工に施設管理上及び業務上格別の支障があったとは認められないとしているが、これは事実を誤認したものである。

すなわち、補助参加人らによってビラ配布が行われた場所は、富士重工の敷地内であったため、同社の総務課長が補助参加人らに対して、社有地でありビラ配布の許可もしていないことを告げたが、同人らはそのままビラ配布を続けたものであり、同課長としては、直ちにビラ配布を中止させたかったが、補助参加人らの人数が多く事実上中止させるのは困難であると判断し、午前七時五〇分にはやめるよう申し入れるに止めたのであって、補助参加人らが許可なく富士重工の敷地内でビラ配布を続けたことは明らかであるから、同社の施設管理権を侵害したことには相違ないものである。

また、原告からの出向者一五名を、迎え入れる初日に、上記のような示威行動が行われたことは、富士重工の社員、特に出向者が就労する職場の職員

に対して、不安感を与えるものであり、同社の業務遂行上支障がなかったとはいえないものである。

(二) 本件命令は、本件行動が富士重工と原告との信頼関係に及ぼした影響も重大なものであったとは認め難いというが、これも事実を誤認したものである。

すなわち、本件行動の当日、原告高崎運行部次長 Y1 が富士重工に謝罪に赴いたところ、応対した同社の総務部長 Z1 は、右 Y1 次長に対し、「初日にこんなことがあって従業員の間に動揺が出るのではないかと心配しています。」「何かまた起きれば出向の受け入れについて考え直させて頂くかも知れません。会社のイメージの問題にもつながりかねませんし。」「二度とこのような事が起きないように是非お願いいたします。」などと嚴重な申入れをしているのであり、本件行動は、富士重工の原告に対する信頼を損ない、今後の出向受入れを取り止めさせる危険性を有し、その影響は大なるものがある。

なお、本件命令は、本件行動が富士重工と原告の信頼関係に及ぼした影響が重大でないことの理由として、本件行動について付近住民から富士重工に対して苦情や問い合わせ等がなかったことを挙げるが、そのような事実がなかったからといって付近住民が迷惑を被っていないとはいえないのである。本件行動における宣伝カーのマイクによる演説は、早朝の午前七時台に五〇分間にわたり切れ目なくなされ、音量も選挙運動におけると同程度であったのであるから、付近住民が多大な迷惑を被ったであろうことは想像に難くないところである。

(三) 本件命令は、本件行動の目的について、出向する組合員の激励とともに、会社の出向施策をめぐる紛争の実情及び国労の立場を出向先である富士重工の社員に訴えたものと考えるのが相当であるというが、本件行動の目的は、示威行動によって出向先に出向の受け入れについて再考させ、原告の出向制度に支障をきたさせることにあったのであるから、この点についても事実誤認がある。

(四) 右によれば、本件行動は、その目的、態様ともに組合活動の正当性の範囲を逸脱し、原告の出向制度に重大な打撃を与えるおそれがあるにもかかわらず、被告は、事実誤認により本件行動は正当な組合活動であると認定し、その結果本件懲戒処分が労働組合法第七条第一号及び第三号に該当するとして本件命令をしたものであるから、本件命令は、事実誤認に基づいた違法なものである。

よって、原告は、本件命令の取消しを求める。

二 請求原因に対する認否

- 1 請求原因 1 の事実は認める。
- 2 同 2(一)ないし(四)の事実は争う。

三 被告の主張

本件命令は、労働組合法第二十七条及び労働委員会規則第四三条に基づき適法に発せられたものであるところ、被告が本件命令において本件懲戒処分を不当労働行為と認定した理由は、本件命令書記載のとおりであり、同記載の事実認定及び判断は

正当であるから本件命令は適法である。

四 補助参加人らの主張

- 1 原告は、鉄道輸送業務の基本的な使命を忘れ、その使命を達成するための施策を怠ったままで、余力人員活用の名の下に、国鉄労働組合(以下「国労」という。)の反対を押し切って、出向制度を強行したものであるところ、本件行動は、このような原告並びに出向受入先企業たる富士重工及びその社員に対し、補助参加人組合の出向制度に対する見解を明らかにして出向制度の問題点を訴えるとともに、出向社員を激励するという正当な目的のもとになされた労働組合の情宣活動である。
- 2 富士重工は、出向を受け入れたことにより、出向元である原告とともに、出向労働者に対して、使用者の立場に立ったものであるから、原告の従業員等で組織される労働組合の組合活動の場となることも受け入れるべき立場にあったものというべきであり、本件行動が、富士重工の敷地内でなされたとしても、これをもって不当な組合活動ということはできない。
- 3 本件行動において行われた演説や、配布されたビラの内容は、出向制度の法律上及び労使関係上の問題点を事実として指摘したものであって、そこに虚偽や歪曲はないから、右演説やビラの内容をもって、本件行動が、不当な組合活動であるということとはできないし、また、本件活動に参加した補助参加人四名を含む補助参加人らの個々の具体的行動に、それ自体において、不当な組合活動と評価し得るようなものは何ひとつなかったものである。
- 4 本件行動は、富士重工の社員の始業時間である午前八時より一時間前から開始され、始業時間前に終了したものであるが、右時間帯は、本件行動の目的を達成しながらも、最も富士重工の事業活動に支障を及ぼさないものであり、実際、本件行動は、富士重工の事業活動に何ら具体的な支障を与えなかったものであるから、この点でも、正当な組合活動と評価し得るものである。
- 5 以上によれば、本件行動は、その目的、態様など、いかなる観点からみても、労働組合の基本的な活動形態として適法・正当なものであるから、本件行動を理由とする本件懲戒処分が不当労働行為となることは明らかであり、したがって、本件懲戒処分が不当労働行為であるとの前提の下になされた本件命令が適法なものであることは明らかである。

(理由)

- 一 請求原因1の事実は、当事者間に争いがない。
- 二 甲第一ないし第六号証、第八号証、第九ないし第一一号証の各一、二、第一二ないし第二四号証、第二七ないし第三四号証、第三五号証の一ないし六、第三六号証、第三七号証、第三八号証の一及び二の各一、二、同号証の三、四、第四七号証、第四八号証、第五一号証、第五二号証の一ないし三九、第五三号証の一ないし三、第五四号証、第五八号証、乙第一九ないし第三四号証、第三七ないし第四六号証、第五〇号証、第五三ないし第五七号証、第六〇ないし第六七号証、第六九号証、第七一号証、第七八ないし第八〇号証、第八四号証、第一〇六号証、第一二一号証、第一二四ないし第一四二号証、第一四六ないし第一五〇号証、第一五二ないし第一五五号証、第一五七

ないし第一七一号証、証人 Y1、同 Y2 の各証言及び弁論の全趣旨を総合すれば、以下の事実が認められる。

- 1(一) 原告は、昭和六二年四月一日、日本国有鉄道改革法に基づき日本国有鉄道が経営していた旅客鉄道事業のうち本州の東日本地域(青森県から静岡県の一部までの一都一六県)の事業を継承して設立された会社である。
 - (二) 補助参加人組合は、国労及びその下部の労働組合である国労東日本本部に所属する組合員のうち、原告の高崎支社管内の地域に勤務する社員等で組織する国労及び国労東日本本部の下部の労働組合であり、補助参加人 X1(新前橋電車区分会長代理)、同 X2(高崎運転所書記長)、同 X3(前橋支部青年部書記長)及び同 X4 は、いずれも原告の社員であり補助参加人組合の組合員である。
 - (三) 原告には、国労東日本本部のほか、東日本旅客鉄道労働組合(以下「東鉄労」という。)、東日本鉄道産業労働組合(以下「鉄産労」という。)、JR 東日本鉄輪労働組合(以下「鉄輪労」という。)、鉄道医療協議会(以下「医療協」という。)等の労働組合がある。
- 2(一) 原告の昭和六二年四月一日設立当時の社員数は、約八万二、五〇〇人であり、そのうち高崎運行部の社員数は、約四、三〇〇人であった。右当時の旅客運送事業(バスを含む。)に必要と見込まれた社員数は、約七万三、〇〇〇人(高崎運行部に必要と見込まれた社員数は、約三、六〇〇人)であったから、全社的には約九、五〇〇人(高崎運行部においては約七〇〇人)の余力人員が存在していた。
 - (二) このように原告は、設立当初から社員の一割強に当たる膨大な余力人員を抱えていたことから、これらの余力人員をいかに活用するかが、原告が順調に発展するか否かを左右する最大の眼目のひとつであった。原告は、このような余力人員の活用策として、駅などにおける直営店舗の営業を行うことはもちろんのこと、従来は下請けに出していた車両清掃等の業務を直営化するとともに、駅などに設置する自動販売機における飲料水の販売等の新規事業を行うなどして、種々業務を開発拡大して余力人員の吸収に努めていたが、それにも限界があるため、多数の余力人員の働き先を、他社への出向に求めざるを得ない状況にあった。他方、原告は、余力人員活用策としてばかりでなく、旧国鉄時代には親方日の丸的発想に浸っていた社員に、民間企業たる原告にふさわしい意識と能力を身につけさせ、また、関連企業の育成のためにも、他の民間企業への出向が極めて有効であるとの判断のもとに、積極的に出向制度を推進することにした。
 - (三) そこで、原告は、右のような観点から、昭和六二年五月二六日付で、「関連会社等への出向の推進について」と題する書面を發し、前記各労働組合に対し、出向制度の推進を提案した。
 - (四) これを受けて、東鉄労、鉄産労、鉄輪労、医療労の四労働組合は、いずれも同月二八日付で、原告との間で、「出向の取扱いに関する協定」を締結した。
- 3(一) 国労は、原告設立前には、国鉄分割民営化に強く反対するとともに、右分割民営化に伴う国鉄ないしは国鉄清算事業団及び分割された各社の施策に強く反対してきたものであり、このような歴史的経緯もあって、国労東日本本部は、

原告設立直後から、原告の打ち出す種々の施策(その中には、出向制度も含まれていた。)に対して反対の立場を唱えており、右施策そのものや国労組合員に対する原告の業務命令、懲戒処分等をめぐって、国労側から各地の地方労働委員会に対して多数の不当労働行為救済命令の申立てがなされるなどしており、原告と国労東日本本部及びその下部組織たる各地方本部との間には、深刻な対立関係が生じていた。

- (二) 国労東日本本部は、国鉄時代に余剰人員対策の一つとして実施された派遣制度においては、派遣される職員の個別の同意が必要とされていたこと等を踏まえ、昭和六二年五月二五日付の文書で、出向は募集により行うこと、強制強要はしないこと等を原告に申し入れたが、これに対し、原告は、就業規則、出向規程等により人事の一環として出向を行うとの見解を示し、同月中に三回の団体交渉を持ったものの、両者は合意に至らなかった。
- (三) 原告は、同年五月二九日、団体交渉の席上において、国労東日本本部に対し、同年六月一五日以降出向を実施する旨を通告した。
- (四) 国労の各地方本部等は、出向の実施に対して、各地の地方労働委員会に不当労働行為の救済申立てと審査の実効確保の措置勧告の申立てを行い、同年六月から七月にかけて、栃木県、千葉県、神奈川県、愛知県、東京都、新潟県、埼玉県等の地方労働委員会から原告に対して、出向命令の実施について慎重に対処するよう求める勧告又は要望が出された。
- (五) 国労東日本本部と原告は、同年六月から七月末までに数回にわたり出向についての団体交渉を行い、この間、東日本本部は、同年七月一六日付の文書で、合意のできていない出向については直ちに取り消し中止すること等を申し入れ、出向についての協約案を提案するなどしたが、出向の発令には、出向者本人の個別の同意が必要であるとする東日本本部と、これを不要であるとする原告の意見は対立したまま合意に至らなかった。

4(一) 原告は、同年六月一日、高崎運行部長名で、補助参加人組合員五名に対し、同月一六日付で出向させる旨の事前通知を発し(以下「第一次出向」という。)、また、同月一六日、補助参加人組合員二名に対し、同年七月一日付で出向させる旨の事前通知を発した(以下「第二次出向」という。)

- (二) 補助参加人組合は、同年五月二三日、六月二日及び同月一五日に、それぞれ文書で原告高崎運行部に対して、団体交渉による解決、出向の事前通知の撤回を申し入れるとともに、同月二三日、第二次出向について被告に対し不当労働行為の救済申立てと審査の実行確保の措置勧告の申立てを行った。

被告は、同月二七日付で、原告に対し、出向命令の実施については、現在被告において審査中であり、十分留意のうえ慎重を期せられたい旨の勧告書を交付した。

- (三) 原告は、同年七月一六日、同月一七日及び同月二一日に、高崎運行部長名で、補助参加人組合員三二名に対し、同年八月一日付で(内一名のみは同月五日付で)、富士重工等に出向させる旨の事前通知を発した(以下「第三次出向」という。)

(四) 補助参加人組合は、原告高崎運行部に対して、同年七月二〇日付の文書で、第三次出向命令の中止等を申し入れ、同月二一日、被告に対し、不当労働行為の追加申立てと審査の実行確保の措置勧告の申立てを行った。

被告は、同月二八日付で、原告に対し、出向命令の実施については、現在被告において審査中であり、十分留意のうえ慎重を期せられたい旨の勧告書を交付したが、原告は、後記の団交に応じたほか、特別の対策もとらなかった。

(五) 補助参加人組合は、原告高崎運行部に対し、同月三〇日付の文書で、第三次出向命令の中止、合意のできていない出向の取消し、団体交渉で協定が締結されるまで一方的な事前通知を見合わせることを申し入れ、翌三一日には、団体交渉が行われたが、双方の意見は対立したままであった。

(六) 補助参加人組合は、同三一日、群馬地方労働組合評議会で組織される国労・差別不当労働行為反対闘争支援共闘会議の第一回常任委員会の決定を経て、補助参加人組合の独自行動として、同年八月一日に富士重工の門前でビラ配布等を行うことを決定し、補助参加人組合青年部長 X5(以下「X5」という。)に当日の動員者の割当て等を指示した。

5(一) X5 を行動責任者として、補助参加人四名を含む補助参加人組合員二九名は、同年八月一日午前七時五分ころ、同組合の宣伝カーに分乗し、あるいは自家用車により、富士重工正門付近に集合した。

(二) 補助参加人組合員は、腕章を着用し、右同日午前七時一〇分ころから五〇分ころまでの間、富士重工の正門付近において、出勤してくる富士重工社員に対し、国労東日本本部が作成した会社の出向施策等を批判する内容のビラを配布した。その配布枚数は、補助参加人 X1 が約五〇校、同 X2 が三、四枚、同 X3 が二、三〇枚、同 X4 が二、三枚くらいであった。

補助参加人組合員が、ビラ配布を行った場所は、富士重工の敷地内ではあるが、正門の外側であり、公道と接続してその境界は不明確であって、日常公道と同様に使用されており、また、ビラの配布をめぐって補助参加人組合員と富士重工社員との間にトラブルはなく、社員の出勤及び業務の開始等に支障を生じることもなかった。

X5、補助参加人 X2 ほか一名は、この間交替で、正門の道路反対側の富士重工社員駐車場付近に駐車した前記宣伝カーのスピーカーを使い、かなりの音量でマイクにより、原告の出向施策等の不当性を訴える趣旨の演説を行った。

(三) 富士重工総務課長 Z2 は、同日午前七時三〇分ころ、正門前で前記ビラを配布していた補助参加人 X3 に対し、補助参加人組合員がビラを配布している場所が富士重工の敷地内であること、社員の通行の邪魔にならないよう道をあけること等を申し入れた。

その後、右 Z2 課長は、同日午前七時四〇分ころ、補助参加人 X3 の案内で、宣伝カーの傍らにいた X5 のところに行き、社内放送及びミーティングが始まるので午前七時五〇分には演説等をやめてほしい旨申し入れたところ、X5 はこれを了承した。同課長は、更に、X5 に対し、補助参加人組合員がビラを配布している場所が富士重工の敷地内であること、再び同様の行動を行った場合には

富士重工としては別の対応をとることを申し述べた。

- (四) 同日午前七時五〇分ころ、原告から富士重工へ出向を命ぜられた者及び引率者が富士重工に到着し、正門から入門したが、その際、補助参加人組合員らは、出向者に向かって拍手をし、X5 の音頭で、「国労組合員がんばれ、出向者ががんばれ、強制出向反対」などとシュプレヒコールを行った後、同日午前八時前ころに現地で解散した。
- 6(一) 原告高崎運行部次長 Y1 は、右同日午前九時ころ、同運行部総務課長 Y3 から、本件行動についての報告を受け、同日午前一〇時一〇分ころ、富士重工を訪れ、同社の Z1 総務部長、Z2 総務課長らと面会し、本件行動について謝罪した。その際、Z1 部長は、Y1 次長に対し、「初日にこんなことがあって社員の間に動揺が出るのではないかと心配しています。」「もし、今後何か、また起きれば出向の受け入れについて考え直させて頂くかもしれません。」「もう二度とこのような事が起きないように是非お願い致します。」と述べた。
- (二) 原告は、同日午後三時ころ、高崎運行部長名の文書で、補助参加人組合に対し、本件行動が極めて遺憾な行為であり嚴重に抗議するとの申入れを行った。
- (三) 原告は、本件行動は、原告の重要な施策である出向制度の遂行に多大な支障を来すおそれのあるものであると同時に、原告の信用を著しく失墜せしめた行為であると判断し、調査の結果、本件行動に参加していたことが判明した補助参加人四名に対し、本件懲戒処分をした。
- 7(一) 原告の就業規則に定める懲戒処分は、懲戒解雇、諭旨解雇、出勤停止、減給、戒告の五種類であり、懲戒を行う程度に至らないものに対しては訓告をなすものとされている。
- (二) 出勤停止は、三〇日以内の期間を定めて出勤を停止するものであり(停止期間の賃金は支給されない。)、減給は、賃金の一部を減ずるものである。原告の賃金規定によれば、両処分ともに、処分がなされると、当該処分がなされた時期の期間内を対象とする期末手当が減額されるとともに、処分直後の昇給額も減額されることとなっているが、期末手当、昇給ともに、出勤停止の方が減給よりも減額率が高く定められているうえ、期末手当の算定に当たっては、出勤停止期間は欠勤扱いとされて、この点も減額の対象となるものであるから、出勤停止は、減給より重い処分である。
- (三) 補助参加人四名は、本件懲戒処分により、五日間の出勤が停止されたうえ、原告の賃金規程に基づき、別表記載のとおり、出勤停止期間に相当する賃金が支給されないことはもちろんのこと、昭和六二年度の年末手当が一定の割合で減額され、処分に最も近接した昇給である昭和六三年四月における昇給号俸が一定の割合で減ぜられる等の不利益を被っている。
- 8(一) 原告の常務理事 Y4 は、昭和六二年五月二五日、昭和六二年度経営計画の考え方等説明会において、「おだやかな労務政策をとる考えはない。反対派はしゅん別し断固として排除する。等距離外交など考えてもいない。処分、注意、処分、注意をくりかえし、それでも直らない場合は解雇する。」などと発言した。

(二) 原告の高崎運行部運輸課課長代理 Y5 は、同年八月六日、高崎車掌区講習室における運転事故防止会議の席上、本件行動に関し、「国労はそういう運動をやっている。絶対に許せない。断固、こういうものとは、我々は対抗していきます。労使協調ということをなしとげるためには一企業一組合なんですよ。」などと発言した。

三 そこで、本件懲戒処分が、不当労働行為に該当するか否かについて判断する。

1 前記認定によれば、原告にとって、出向制度は極めて重要な施策であったものであるところ、本件行動は、このような出向制度に真っ向から反対する補助参加人組合の宣伝活動であるが、前記のとおり、第三次出向の初日に、出向の受入先企業にすぎない富士重工の正門前で、同社所有地にわたって、その社員が出勤する際、多人数の組合員により、スピーカー等を使用し、ビラを配布したうえ、シュプレヒコールをしたものであるから、本件行動により富士重工が少なからぬ迷惑を被ったこと、このため富士重工の原告に対する信頼が低下したことは明らかであり、そうすると、本件行動は、富士重工におけるその後の出向受入れに支障を来すおそれのある行動であったものといわざるを得ない。しかしながら、前記認定によれば、原告と補助参加人組合とは、本件行動以前から、原告の出向制度の是非やその運用をめぐる対立を続けてきていたものであるから、このような経過に照らせば、同組合が、労働組合として、正当な方法により右出向制度に反対する宣伝行動を行うことは補助参加人組合の権利であること、本件行動にかかる第三次出向については、昭和六二年七月二日に、同組合から被告に対し、不当労働行為救済の申立てがなされ、本件行動より前である同月二八日付で、被告から原告に対し、出向命令の実施については、被告において審査中であり、十分留意のうえ慎重を期せられたい旨の勧告書が交付されていたこと、それにもかかわらず、原告は、特段の対策もしないまま予定通り第三次出向を実施したものであること、したがって、右出向の実施については、使用者としての原告にも問題がなかったとはいえないものであること、補助参加人組合が、出向先企業の敷地内において出向制度に反対する宣伝行動を行ったのは、本件行動が最初であったこと、本件行動が行われた場所は、富士重工の敷地内ではあるものの、正門の外側に位置していて一見すると公道との境が不明確であって、本件行動に参加した者において、右場所が公道であると判断したとしても無理のない場所であったこと、本件行動において配布されたビラは、もともと国労東日本本部が作成したもので、補助参加人組合による他の宣伝行動でも使用されているものであり、その内容が出向制度に対する国労東日本本部の見解を表明するとともに、各地の労働委員会において救済命令が発令されているという事実を記載した部分がほとんどであって、その内容は必ずしも不相当なものではないこと、本件行動自体は、富士重工社員の指示に従って、同社員の出勤に支障のない態様でなされ、時間にして五〇分くらいであって、同社の始業開始前に終了したものであること、それゆえ、現実には右当日の同社の業務遂行に何ら具体的な支障を与えなかったものであり、これらの事由に、右に認定したところの、補助参加人組合の本件行動に至った経緯及び本件行動の具体的態様等に照らすならば、本件行動は、原告の就業規則に定める懲戒事由に該当するものとしても、その非違の程度は比較的

いものであったと評価し得るものである。

2 ところが、本件懲戒処分は、前記のとおり、原告にとってその出向制度が極めて重要な施策であることを十分考慮に入れても、五日間の出勤が停止されるのみならず、処分後の期末手当の支給額や、その後の昇給にも影響を及ぼすものであって、懲戒処分としては、右認定した本件行動の非違の程度に照らすと不当に重いものであるというべきである。そして、原告と国労及び補助参加人組合との間には、出向制度その他の原告の施策をめぐって深刻な対立が継続してきていることは、前認定のとおりであるから、このような背景事情に原告の常務理事等の前記言動に照らすならば、本件懲戒処分は、原告において、本件行動の責任者でもない補助参加人四名が本件行動に参加したことを理由として、懲戒処分に名を借りて、補助参加人組合員たる右四名を、同組合員であることをもって不利益に扱うとともに、これにより、同組合の組織の分裂ないしは弱体化を図ったものであると推認されるものであり、したがって、本件懲戒処分は、労働組合法第七条第一号及び第三号所定の不当労働行為に該当するものといわねばならない。

そうすると、原告に対し、本件懲戒処分を取り消し、補助参加人四名を本件懲戒処分がなかったのと同様に取り扱うことを命じた本件命令主文第 1 項には、原告の主張するような事実誤認の違法はなく、また、本件懲戒処分が被告により不当労働行為であると認定されたことを内容とする掲示を命じた本件命令主文第 2 項も、補助参加人組合及び同参加人四名に対する救済方法として相当なものというべきである。

四 以上の次第で、原告の請求は理由がないから、棄却することとし、訴訟費用の負担につき、行政事件訴訟法第七条、民事訴訟法第八九条、第九四条を適用して、主文のとおり判決する。

別表

補助参加人 X1 ほか三名の賃金減額について(単位円)

出勤停止五日間の賃金減額(賃金規程一二二～一二四条及び一二八条)

氏名	基本給	扶養手当	住宅手当	不支給分			不支給分 合計
				基本給	扶養手当	住宅手当	
X1	二三六、七〇〇	一二、〇〇〇		▲三八、二六七	▲一、九四〇		▲四〇、二〇七
X2	二四六、三六〇	一二、〇〇〇	一、〇〇〇	▲三九、三八二	▲一、九四〇	▲一六二	▲四一、四八四
X3	一五〇、八〇〇	一一、〇〇〇		▲二四、三八〇	▲一、七七九		▲二六、一五九
X4	一三二、二〇〇			▲二一、三七三			▲二一、三七三

六二年度年末手当(二・八ヶ月)(賃金規程第一四一～一四五条)

氏名	所定支給額	実支給額	減給	記 事 欄
X1	六九六、三六〇	六〇七、三八〇	▲八八、九八〇	成績率▲一〇/一〇〇 期間率▲五/一八〇
X2	七一五、六八〇	六二四、二三二	▲九一、四四八	” ”
X3	四五三、〇四〇	三九五、一五一	▲五七、八八九	” ”
X4	三七〇、一六〇	三二二、八六一	▲四七、二九九	” ”

六三年四月昇級(賃金規程二四条、別表第八 昇級の欠格条項)

氏名	昇級前	所定昇級	昇級後	差 額
	金 額	金 額	金 額	
X1	二四〇、三〇〇	二四五、八〇〇	二四三、一〇〇	▲二、七〇〇
X2	二四七、三〇〇	二五一、五〇〇	二四八、七〇〇	▲二、八〇〇
X3	一五二、九〇〇	一五七、三〇〇	一五五、一〇〇	▲二、二〇〇
X4	一三四、一〇〇	一三七、八〇〇	一三五、九〇〇	▲一、九〇〇

前橋地方裁判所民事部